

平成 24 年 3 月 21 日

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

東日本大震災に伴う電子手形における特別措置の終了について

東日本大震災被災者の皆さまに、改めて心からお見舞い申し上げます。

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 たけなか とよのり 竹中 豊典）および株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 なが やす 永 易 克典）は、法人被災者の円滑な資金調達手段の確保や震災の影響によるパソコンやFAXといった業務インフラ喪失に対する一助として、電手買取サービスに関し、平成 23 年 3 月 22 日より時限的に実施して参りました下記の特別措置を、被災地の皆さまのご利用状況を踏まえ、平成 24 年 3 月末をもって終了させていただきますので、改めてお知らせ致します。

記

1. 三菱東京 UFJ 銀行による電手（電子手形）割引申込時限の延長

電子手形の割引申込時限を、資金調達 2 営業日前の 13 時まで延長しておりましたが、平成 24 年 4 月 2 日以降は、平常どおり、資金調達 2 営業日前の 11 時までと致します。

2. PC 機器、FAX 機器の破損・故障時の臨時対応

ご利用中の PC 機器（Web サービス）や FAX 機器（FAX サービス）が破損・故障してしまった場合、コンビニエンスストアなど届出以外の FAX をご利用いただくことで、割引取引をできることとしておりましたが、平成 24 年 3 月末をもって終了致します。

以 上